

虐待防止対策マニュアル

特別養護老人ホーム さくらヶ丘

令和3年4月1日改正

特別養護老人ホーム さくらヶ丘
虐待防止対策マニュアル

令和3年4月1日改正

1、目的

特別養護老人ホーム さくらヶ丘は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設職員が一丸となって利用者の尊厳を保持し利用者に対する虐待を防止し、利用者の人権及びその尊厳を守るため以下の諸活動を定めることを目的とする。

虐待の理解

- ①虐待の防止
- ②虐待を早期に発見する体制作り
- ③虐待を発見した際の対応
- ④虐待の再発防止に向けての活動

2、虐待の定義及び種類

《身体的虐待》

法の定義・・・【高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること】

- ① あざや傷、火傷等
- ② 押す、突く、つかむ、つねる、叩く、蹴る、揺らす、殴る等
- ③ 乱暴に扱う（苦痛や恐怖を感じる）
- ④ 無理やり食事を食べさせる
- ⑤ 身体拘束（ベット等に体幹・四肢をひも・ベルト・手錠で固定）
- ⑥ 身体拘束（ベット柵等でベットから降りられない）
- ⑦ 身体拘束（イス・車イス等に体幹・四肢をひも・ベルト・手錠で固定）
- ⑧ 身体拘束（点滴・経管栄養等の医療行為のため四肢をベルト等で固定）
- ⑨ 身体拘束（立ち上がりを妨げるイスを使用）
- ⑩ 身体拘束（手指の機能を制限するミトン型手袋等を使用）
- ⑪ 身体拘束【介護服（つなぎ服）で、脱衣やおむつ外しを制限】
- ⑫ 身体拘束（行動を落ち着かせるため向精神薬を過剰に服用）
- ⑬ 身体拘束（自分の意思で鍵を開けられない部屋に隔離）
- ⑭ その他

《放棄・放任》

法の定義・・・【高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること】

- ① 身体が不衛生（入浴してない、髪、ひげ、つめが伸びている、髪、皮膚、爪が汚れている、身体が臭い等）
- ② 排泄介助が不適切（トイレを使用できるのにおむつを使う、おむつが汚れているのに放置している等）

- ③ 食事介助が不適切（古い飲食物が放置されている、水分補給が不十分、食事の質と量が不十分等）
- ④ 服装が不適切（汚れている、破れている、理由なくいつも同じ、季節に合わない等）
- ⑤ 長時間、必要な介護等が行われずに放置されている
- ⑥ 医療機関に受診していない
- ⑦ 不適切な服薬管理（処方通りの服薬をしていない、副作用を確認していない等）
- ⑧ 処方通りの治療食を食べていない
- ⑨ ひどい褥瘡（じょくそう）、床ずれがある
- ⑩ 不適切な介護に起因する病気、事故が起こる
（例：排泄介助が不適切で膀胱炎になる）（例：入浴介助での事故が多い）
- ⑪ ナースコール等を使用させない/ナースコール等を意図的に無視する
- ⑫ 汚れ物を放置、汚い、悪臭がする、ねずみやゴキブリがいるなど不衛生な生活環境や劣悪な住環境
- ⑬ 暑すぎる、寒すぎる、暗い、湿気が多いなど不快な生活環境
- ⑭ 面会に来た家族・親族等から虐待に対する防止策を講じていない
- ⑮ 他の入所者からの暴力等に対策を講じていない
- ⑯ 本人が望まない他の利用者からの接触を放置（身体的な接触、つきまとい等）
- ⑰ 頼まれたことを意図的にやらない
- ⑱ 必要なめがね、義歯、補聴器等がない
- ⑲ 何の刺激もない生活をしている
- ⑳ 必要な情報を伝えていない（ケアプランの内容、苦情窓口、その他の権利として知っておくべきこと等）

《心理的虐待》

法の定義・・【高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと】

- ① 怒鳴る暴言を吐く、罵る。
- ② 脅す。
- ③ 嫌がらせをする。
- ④ 車イスやベットを蹴る、机を叩くなど威嚇する。
- ⑤ 排泄行為等の失敗等を嘲笑う。
- ⑥ からかったり、侮辱的なことを言う。
- ⑦ 人前で恥をかかせる。
- ⑧ 他の利用者に悪口等を言いふらす。
- ⑨ 話しかけ、ナースコール等を意図的に無視する。
- ⑩ 心配ごとを想起させるなど不安をあおる。
- ⑪ 厄介者扱いする。
- ⑫ 侮辱的な子供扱い。
- ⑬ 他の利用者とは接する態度を露骨に変える。

- ⑭ 家族・親族等に侮辱的なことを言う
- ⑮ (高齢者の) 大切なものを乱暴に扱う、傷つける、壊す、捨てる。
- ⑯ (高齢者がしたくでも) できないことを当てつけにやってみせる (他の利用者にやらせる)
- ⑰ 他人との交流がない、制限されている。
- ⑱ その他

《性的虐待》

法の定義・・【高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること】

- ① 本人の同意の無い性的行為やその強要
- ② 本人の意に反して性的な話をする・聞く
- ③ キス、性器等への接触
- ④ 下半身を露出し放置
- ⑤ 上半身を露出して放置 (女性の場合)
- ⑥ 猥褻な行為を行わせる
- ⑦ その他

《経済的虐待》

法の定義・・【高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること】

- ① 日常的に使用するお金を制限
- ② 金銭管理契約の不履行
- ③ 金銭管理を施設等に任せるよう強要する
- ④ 金銭・財産等の着服・窃盗等
- ⑤ 金銭・財産等の一時的な無断流用等
- ⑥ 財産を無断で処分
- ⑦ 不本意な寄付
- ⑧ 高齢者にもものを買わせる (本人が使用しないもの、本来、施設等が負担すべき物)
- ⑨ その他

3、組織での取り組み

虐待対策について職員全員で取り組むべきであるが、虐待防止についての取り組みの実効性を高め、その検証を行うために、施設に虐待委員会を置く。虐待発生防止委員会は次のメンバーをもって構成する。

- ・ 介護課長（委員長）
- ・ 施設長
- ・ 事務長
- ・ 看護師（看護師長）
- ・ 生活相談員・介護支援専門員（生活相談課長）
- ・ 介護職員（ユニットリーダー）
- ・ 管理栄養士

(1)活動内容

虐待発生防止委員会の活動内容は次の通りとする。

- ①日常における虐待に関する監視。
- ②マニュアルの見直し。
- ③虐待発生時の適切な調査、対応。
- ④虐待についての職員・家族・利用者への啓蒙活動。
- ⑤その他、付随する業務。

(2)会議

虐待発生防止委員会は下記の通り開催し審議する。

- ①定例会議【年1回】
- ②臨時会議

4、予防活動

(1)虐待発生防止委員会は、次の事項を理解する。

- ①家族の訪問がない・あるいは訪問がまれである時。
- ②介護者の側に疲れやストレスが増しているとき。
- ③介護度が非常に高く、介護者に対して口汚く攻撃的な利用者に、同じスタッフが常に割り当てられているとき。
- ④特に夕方や夜の交代時に、虐待防止への理解をしていない職員が配置されている時。
- ⑤施設スタッフの回転率が高い時。
- ⑥職員間に明らかに燃え尽き症候群が見られる時。

(2)虐待発生防止委員会は施設内において、職員に対し聞き取りまたは匿名のアンケートなどを実施し、虐待を防止するため、次の事項を監視する。

- ①施設巡回時、利用者が説明できないアザを作っているのを発見したことはないか。
- ②利用者家族から自分の親族がぶたれたりするなどの虐待を受けたという苦情を聞いた事がないか。
- ③職員の誰かが、利用者に対してわめいたりののしったりと疑われるようなことはないか。
- ④利用者の中に、特定の職員に対して動揺を示したり、接触を避けようとする者はいないか。
- ⑤特定の職員が、終始怒っているような態度を利用者に見せてはいないか。
- ⑥利用者が、許可されている期間より長く、必要以上にきつい拘束具をつけられていることはないか。
- ⑦性的虐待を疑ったことはないか。
※性的虐待を疑う兆候とは以下を言う。
 - ・ある特定の職員に対して極端に怯える。
 - ・裸になることを恐れる。
 - ・じっと座っていること、歩くことができない。
 - ・生殖器や肛門の周辺に、医学的には説明できないトラブルがある。
 - ・下着が引き裂かれていたり、血や汚れがある。
 - ・ベッド用品に、すぐには説明できない剥ぎ取られたような痕跡がある。
 - ・生殖器に説明のできない感染がある。
- ⑧利用者の年金や貯金を明らかに利用者のため以外の目的で頻繁に使用する家族や親族がいらないか。

(3)虐待発生防止委員会は、施設内における虐待の中で、種々の判例により見逃されやすい虐待であっても次の事項の監視を怠らない。

- ①体重の監視を怠った結果、体重の減少を見逃してしまう。
- ②一見回復に達しているように見えるため、必要な治療が継続されていない。
- ③2時間毎に体位を変えることが命じられているにも関わらず、実施されていない。
- ④褥瘡に対して適切に処置がされていない。
- ⑤求められているサービスを提供しない。

5、発生時の対応

(1)虐待発生防止委員会または他の職員が虐待を疑うべき状態を発見した時、利用者または家族・地域住民・ボランティアなどの第三者から放置・虐待を訴えられたり相談があった場合。

(2)当該利用者に対して以下の対応をとる。

- ①訴えなどを聞いた職員は、直ちに虐待発生防止委員会に報告すると共に、アクシデント・インシデント報告書に必要事項を記入し提出する。
- ②法律に従い、保険者に報告書を作成し提出する。この際、施設の間が話したと見られる保険者の担当者名を記録する。
- ③調査にあたるリスクマネジメント委員は、虐待の時間や訴えられている職員についての詳細な記述を始めとして、事態を利用者など訴訟者自身の言葉で完全に記録しておく。
- ④苦情を実証する何らかの損傷があれば、担当医その他の保険福祉サービスの専門家に、できるだけ早く精神状態を含むあらゆる身体的検査を実施させて、記録しておく。この検査は、即刻に行われる必要があり、担当医の次の定期健診まで延期されるようなことがあってはならない。尚、その検査に関する費用は施設が負担するものとする。
- ⑤損傷があった場合は、指示された検査の結果を記録しておく。
- ⑥身体検査の間、何かで覆い配慮をしてから利用者を裸にし、損傷の程度をチェックする。打ち身・打ち傷・裂傷をそのサイズや形・場所・数・治癒の段階などについて全て記録する。性的虐待があるかもチェックする。
- ⑦身体検査で発見されたことを全て記録できるような写真を、できればカラーで撮る。その場合、許可をとっておくこと。撮影はできれば医療的な治療をする前に行い、損傷部分を一ヶ所につき最低2カット、それぞれ違ったアングルでおさえておく事。写真には、日付と時間を記しておく。
- ⑧観察される損傷の説明が可能かどうかを決めるために、その損傷とスタッフの経過記録を比較してみる。
- ⑨全ての処置・医学的な治療・フォローアップの指示を記録する。

付則

- 1、このマニュアルは平成19年9月1日から施行する。
- 2、このマニュアルは平成23年12月1日から施行する。
- 3、このマニュアルは令和3年4月1日から施行する。